# 歩道状スペース等の連続化支援事業補助金交付要綱

制定 令和3年1月6日 区長決定 要綱第1号

(目 的)

第1条 この要綱は、品川区中高層集合住宅等の建設に関する開発環境指導要綱(昭和53年制定、昭和63年廃止。廃止後も引き続き適用を受ける場合に限る。)、品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱(昭和63年品川区要綱第3号)および品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱(平成19年品川区要綱第142号)(以下これらを「指導要綱」という。)に基づき整備された歩道状スペース等の所有者等が、当該歩道状スペース等と隣接する歩道状スペース等を連続化させるための工事を行う場合において、工事に必要な経費の一部を補助することにより、地域住民の交通の安全および利便性の向上を図り、住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

# (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 歩道状スペース等 品川区中高層集合住宅等の建設に関する開発環境 指導要綱第7条に基づき整備された児童の遊び場および第8条に基づき 整備された共用空地、品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導 要綱第10条に基づき整備された共用スペースおよび第12条に基づき整備 された憩いの場ならびに品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指 導要綱第17条に基づき整備された空地をいう。
  - (2) 塀等の構造物 歩道状スペース等を連続化させるにあたり障害となる 隣地境界付近の塀、擁壁、花壇その他区長が認めるものをいう。

#### (補助対象工事)

- 第3条 この要綱による補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。) は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 塀等の構造物の撤去工事および撤去に伴う歩道状スペース等の補修工事ならびに隣地との高低差解消など当該工事に伴い歩道状スペース等の連続性を確保するための工事
  - (2) その他歩道状スペース等の連続化に資するものであって区長が必要と 認める工事
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する工事については補助の対象 としない。
  - (1) 既にこの要綱による補助金の交付を受けて補助対象工事を行った箇所 における工事

- (2) 国、地方公共団体その他の団体の補助を受けている、または受ける予定の工事
- (3) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) その他の法令等に違反する建築物に おける工事
- (4) 指導要綱の規定が適用される建設事業を新たに行う場合に、当該事業者が所有する既存の塀等の構造物を撤去する工事

### (補助対象者)

- 第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。
  - (1) 補助対象工事における塀等の構造物の所有者
  - (2) 既に歩道状スペース等が整備されている敷地または新たに歩道状スペース等を整備しようとしている敷地の隣地の歩道状スペース等に塀等の構造物があり、それを撤去することにより当該敷地と隣地の歩道状スペース等を連続化できる場合において、当該敷地の歩道状スペース等の所有者または当該敷地において歩道状スペース等の整備を行う事業主であり、隣地の塀等の構造物の所有者の同意を得た者

## (補助金の交付額および限度額)

- 第5条 補助金は区の予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付額および限度額は次に掲げるとおりとする。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 交付額 補助対象工事に要した費用の2分の1の額
  - (2) 限度額 補助対象工事一カ所につき400,000円

#### (事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の契約締結および次条の規定による申請の前に、補助対象工事の内容について区へ確認を行わなければならない。

#### (補助金の交付申請)

第7条 申請者は、補助対象工事の契約締結前に歩道状スペース等の連続化支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

#### (補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で、補助金の交付の可否を決定し、歩道状スペース等の連続化支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請をした者に交付の可否および交付の予定額(以下「交付予定額」という。)を通知する。

2 区長は、前項の規定による決定に際して、必要な条件を付することができる。

## (事業の内容変更等)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助予定者」という。)は、事業の内容を変更しようとするときまたは事業を中止しようとするときは、あらかじめ区と協議の上、歩道状スペース等の連続化支援事業補助金変更・中止申請書(第3号様式)により区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合において、変更および中止することを適当と認めるときはこれを承認し、歩道状スペース等の連続化支援 事業補助金変更・中止承認決定通知書(第4号様式)により補助予定者に通知する。
- 3 補助予定者は事業が補助金の交付決定日の属する年度内において予定期間内に完了しないときまたは事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を区長に報告し、指示を受けなければならない。

# (実績報告)

第10条 補助予定者は、事業が完了したとき(事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、必要な書類等を添えて、速やかに歩道状スペース等の連続化支援事業補助金実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

#### (消費税仕入控除税額の報告)

- 第11条 補助予定者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、その金額を消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、前項の報告において補助金返還相当額が生ずる場合には、返還命令書(第7号様式)により補助予定者に返還を命じることができる。

### (補助金の額の確定)

- 第12条 区長は、第10条の報告があった場合において、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、歩道状スペース等の連続化支援事業補助金額確定通知書(第8号様式)により補助予定者に通知する。
- 2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象工事に要した費用に2分の1を乗じた額または交付予定額のうち、いずれか少ない額とする。 (補助金の請求)
- 第13条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助金交付決定者」という。)は、速やかに歩道状スペース等の連続化支援事業補助金請求書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは速やかに補助金を交付するものとする。

## (交付決定の取消し)

- 第14条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
  - (4) 補助対象工事の予定期間内に着手し、または完了しないとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

### (補助金の返環)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命ずるものとする。

### (維持および保全)

- 第16条 この要綱による補助金の交付を受け塀等の構造物を撤去した歩道状スペース等の所有者等は、当該歩道状スペース等を適切に維持管理することとし、新たに塀等の構造物の設置をしてはならない。ただし、指導要綱に規定する協定が解除になった場合はこの限りではない。
- 2 この要綱に基づく補助金の交付を受ける権利は、第三者に譲渡し、または 担保に供してはならない。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月6日から適用する。